

変わった税金の話 その2

今回は、日本には存在しない世界の変わった税金についてお話ししたいと思います。

【犬税】(ドイツ)

日本でも明治時代から昭和 50 年代まで存在した税金ですが、ドイツでは、むやみに犬を飼うことの抑制と街の犬の糞掃除の費用に充てるために、犬一匹あたり 10 ユーロ/月(約 1,440 円)、二匹目以降は 15 ユーロを課税しています。

【ソーダ税】(アメリカ(カリフォルニア州など))

日本でも大正から昭和にかけて清涼飲料税が存在しましたが、アメリカの一部の州では、肥満防止を目的にスナックや加糖飲料に対して 2%を課税しています。同じような税金は、ハンガリーのポテトチップス税(糖分・塩分の高い菓子、飲料に対し 5~20%)、約 1 年で廃止となりましたがデンマークの脂肪税(バターやチーズに課税)があります。

【月餅税】(中国)

中国では日本のお中元やお歳暮のようにお世話になった人や企業が従業員に月餅を贈る(配る)という習わしがあるようです。この月餅を受け取った人に所得税を課税するのが月餅税(最高 45%)です。

日本でいう「贈与税」ではなく、「現物給与」と同じ考え方かと思いますが、課税標準(月餅代)の算出方法はわかりません。

【現物給与】

給与は、金銭で支給されるのが普通ですが、食事の現物支給や商品の値引販売などのように物又は権利その他の経済的利益をもって支給されるものを現物給与といい、原則として給与所得の収入金額とされます。

物品その他の資産を無償又は低い価格により譲渡したことによる経済的利益
土地、家屋、金銭その他の資産を無償又は低い対価により貸し付けたことによる経済的利益
福利厚生施設の利用など 以外の用務を無償又は低い対価により提供したことによる経済的利益
個人的な債務を免除又は負担したことによる経済的利益